

In This Issue

最近韓国特許庁動向

- ▶ 特許審判院、異性質体の特許性不認定
・ ・ 特許法院の判決に注目
- ▶ ジャンニ・ヴェルサーチ (イタリア)、
アルフレット・ヴェルサーチ (米国)
に勝った・ ・ 9年に渡る「ヴェルサーチ」
名品ブランド訴訟
- ▶ 特許審判結果を携帯電話、電子メール
から見られる
- ▶ 出願書式半分へ、特許出願が容易になる

最近韓国知財権動向

- ▶ 「実感のわく携帯電話」、特許出願急増
- ▶ 三星電子、MSと相互特許使用契約を結ぶ
- ▶ UCC (動画投稿サイト)、次世代ビジネス
モデルとして浮上
- ▶ ニセモノ、ホログラムで阻止
- ▶ 自動車の急発車事故、特許で防ぐ
- ▶ 大学講義室でも特許あらし

韓米FTA関連動向

- ▶ 韓米FTA
一 知的財産権分野
一 医薬品・医療機器分野
- ▶ 韓米FTA交渉妥結及び各業界の反応
- ▶ 法律市場、3段階を経て5年内で完全
開放
- ▶ 企業、FTA効果を先取りしろ

◆ 特輯企画: 韓米FTA交渉妥結

2007年4月2日午後、FTA交渉は期限を延長しぎりぎりのせめぎ合いが続く中で劇的に妥結を迎えた。しかしFTA発効に向けた国会での批准手続きも難航しそうな雲行きだ。その中で今回はFTA交渉妥結の主な内容や各業界の反応を取り扱うこととする。

👁️ 韓米FTA交渉の主な内容

商標

- 一 匂い・音商標も認定
- 一 証明標章制度導入
- 一 商標使用権者の登録要件廃止

特許

- 一 登録遅延による特許権存続期間延長制度導入
- 一 公知例外適用期間延長
- 一 不実施による特許取消制度廃止

著作権

- 一 著作権の保護期間延長
- 一 一時的貯蔵に対する複製権認定
- 一 「技術的保護装置」を迂回する行為禁止
- 一 オンラインサービス提供者免責規定強化
- 一 不法に解読された衛星またはケーブル信号の
受信・使用禁止
- 一 政府の正品著作物使用義務化

損害賠償

- 一 商標及び著作権侵害に対する法定損害賠償制度
- 一 法院に知的財産権侵害物に対する輸出差止権限
付与など民事訴訟手続き強化
- 一 著作権侵害に対し、告訴なしに起訴できる権限
を司法当局に付与
- 一 著作権商品に関しても著作権侵害物として疑わ
しいものは自動搬出停止及び管理者への通報が
できるような申告制度導入

特許審判院、異性質体の特許性不認定

－特許法院の判決に注目－

韓国の製薬会社と特許紛争中であるファイザー社の高血圧薬「ノルバスク (Norvasc) ®」と、サノフィ・アベンティスの血栓治療剤「プラビックス (Plavix) ®」事件は、ラセミ体 (Racemate) の化合物に関する特許とは別途、異性質体に関する特許が認められるかどうかの問題の根幹になっている。

安国薬品 (Ahn-gook Pharmaceutical Firm) は、高血圧薬「ノルバスク」の活性成分であるアムロジピン・ベスィレート塩 (Amlodipine besylate) のうち、Sフォームのみを分離させた異性質体医学品を用いてオリジナル特許の落とし穴を攻めようとした。これは特許請求範囲を広く設定した後、2～3年の間隔を置いてその範囲を狭め、後続特許を出願するオリジナル社らの特許延長手段である「エバーグリーン戦略 (Evergreening strategy)」を逆利用したものである。しかしながら、ファイザー社は安国薬品の異性質体医薬品 (Levotension®) が自社の特許を侵害しているとし、特許侵害差止仮処分を申請しており、これに対抗して安国薬品はファイザーを相手として特許無効審判と権利範囲確認審判とを請求した。一方、多くの韓国製薬会社と特許法院にて2審紛争が行われている「プラビックス®」の場合は、クロピドグレル (clopidogrel) 化合物に対する原泉特許を獲得したサノフィが、続いてクロピドグレル異性質体で特許請求範囲を狭め、後続特許を出願した典型的なエバーグリーン戦略を利用した例である。それに韓国製薬会社は、この後続特許が原泉特許によって既にその特許性を認められていると主張し、サノフィ側のエバーグリーン戦略を攻めた。

この2種類の特許紛争について、韓国特許審判院は異性質体の特許性を認定しないという同じ審決を下した。即ち、韓国特許審判院は、安国製薬が

ファイザーを相手取って提起した権利範囲確認審判について2007年2月に棄却審決を下すことで、安国薬品のアムロジピンS異性質体がファイザー社のアムロジピンラセミ体の権利範囲に属するという結論に至り、更に韓国製薬会社がサノフィ社を相手として提起したクロピドグレル異性質体に対する特許無効審判について2006年6月に認容審決を下すことによって、異性質体の特許は無効であるという結論に至った。

現在、アムロジピン事件は韓国会社である安国薬品が、クロピドグレル事件は多国籍社であるサノフィが、それぞれ原審決取消し訴訟を特許法院にて提起しており、異性質体の特許性可否に関する法院の判断に注目する必要がある。

ジャンニ・ヴェルサーチ (イタリア)、 アルフレッド・ヴェルサーチ (米国) に勝 った・・・9年間に渡る「ヴェルサーチ」 名品ブランド訴訟

イタリア名品ブランドである「ジャンニ・ヴェルサーチ」が米国商標である「アルフレッド・ヴェルサーチ」との9年にわたる商標権訴訟で勝利を収めた。

ジャンニが、アルフレッドの商標を使用する韓国業者であるW社を相手取って提起した商標使用差止及び損害賠償訴訟で、大法院民事3部は“W社に4000万ウォンをジャンニに賠償しろ”という下級審判決を確定した。

裁判部は、判決文にて“被告の商標は原告の商標と同じく「ヴェルサーチ」のみで呼称されるので、需要者や取引者にその出所に関して混同を招く恐れがある類似商標だと判断した原審は正しい”と判示し、また、“アルフレッドが自分の名前で商標を登録したとしても、その商標権の登録が自家商品を他人の商品と識別させる目的ではなく、韓国において著名商標であるジャンニ・ヴェルサーチの商品標章のイメージや顧客吸引力に乗

り込んで利益を得る目的で形だけの商標権を取得したとみなせる”と付け加えた。

ジャンニ・ヴェルサーチは1982年から衣類・化粧品・装飾品・履物・時計などの商標を特許庁に登録し、1994年から韓国業者を介して製品を販売していた。しかし、米国のデザイナーの名を取ったアルフレット・ヴェルサーチが1997年から韓国業者を介してタオル・イヤリング・ブレスレットなどを販売し始め、両社の商標紛争の火蓋を切った。

特許審判結果を携帯メール、電子メールから見られる

特許審判の当事者は、これから携帯メールと電子メールとで審判結果を素早く分かることができる。韓国特許審判院は、3月末から携帯電話と電子メールとを用いた「審判結果伝送サービス」を施行すると明かした。今までは特許審判院の審決文郵送後、その結果を特許庁のホームページに載せた。即ち、当事者は特許審判院の審決から約3日遅れ、郵便にて審判結果を受け取ることとなっている。また、当事者がより早い段階で審判結果を知ろうとすると、特許庁に逐一問い合わせるか、特許庁ホームページにて結果を確認しなければならなかったため、不便であるという意見が立て続けて出ていた。このような問題を解決するために特許審判院は、2007年3月からは審決文の発送とともに審決結果を携帯電話と電子メールとで当事者に通知するようにした。

特許審判院の文字伝送サービスを受けようとする当事者は、「特許出願人のコード付与申込書」に自分の携帯番号と電子メールアドレスとを記載し、特許庁に提出すれば済む。

但し、弁理士が審判代理人として選任された事件は、担当弁理士が特許庁ホームページを毎日チェックし、審判結果を当事者に素早く知らせていることから、今回の文字伝送サービスの対象から除外した。このような特許審判院の審判結果文字伝

送サービスの施行により、当事者が審判院に問い合わせ、或いは特許庁のホームページにて確認することなく、その審判結果を素早く知ることができ、今までの手間が大分無くなる見通しである。

出願書式半分へ、特許出願が容易になる

オンライン特許出願時に作成する書式が2007年7月から半分に減るなど、電子出願がよりしやすくなる。

韓国特許庁は、オンライン特許出願時に作成する請願書式が2007年7月1日から347種から157種へと減った「電子出願ソフトウェア評価バージョン」が使われると2007年3月9日付けて発表した。なると、専門知識の足りない一般人も容易く特許関連書類を作成することができ、優れた技術力を備えているにも関わらず特許出願を躊躇っていた中小企業及び個人発明家の特許権確保に役に立つだろうと韓国特許庁は見込んでいる。更に事前準備作業の一つとして簡素化された電子出願ソフトウェア評価バージョンを2007年4月11日から一般に公開した。これは請願書式の統合に伴って生じる問題点を前もって見つけ出し、多様な改善案を模索するためである。韓国特許庁関係者は、“特許庁の窓口とソウル事務所に新しいソフトウェア体験ブースを設け、一般人が自ら体験できるようにする”とし、また“各界各層からの意見を取り入れるために特許庁のホームページに問い合わせとアンケート調査のためのコーナーを設け、またソウルを初めとし、大都会で巡回説明会を開く予定である”と明かした。

「実感再現携帯電話」、特許出願急増

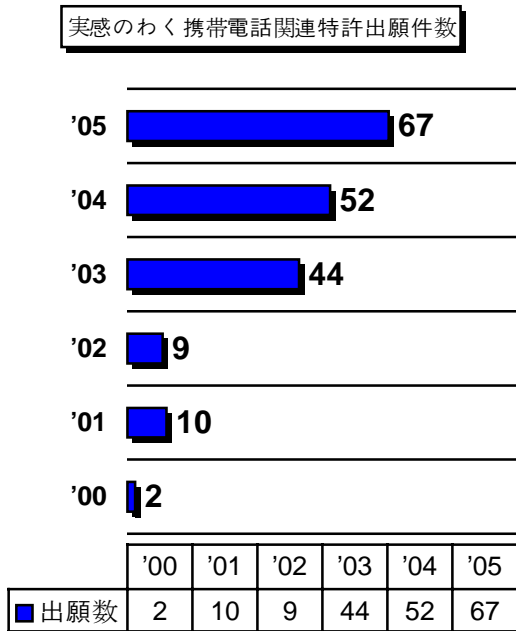
IMAX映画を見ているかのような実感のわく携帯電話に関する特許出願が増加している。

韓国特許庁によると、最近の6年間（2000年

～2005年)で立体音響や立体映像のような実感のわく携帯電話と関連した韓国内特許出願は総184件と集計された。

年度別では、2000年に2件、2001年に10件、2002年に9件、2003年に44件、2004年に52件、2005年に67件と毎年出願が増えつつあり、特に2003年には年前対比489%の爆発的な増加をみせた。

出願人は、2005年の外国人による2件の出願を除いて、残りは全て韓国人によるものである。韓国人による出願の場合、個人及び研究機関は少なく、2003年以後は中小企業及び大手企業によるものが主流を成している。



特許出願のうち、立体音響関連の主な技術は、

- ▲ 携帯電話の大きさの限界を乗り越えるために左右のスピーカーの位置を流動的に調節するか、時間差をおいてスピーカーを駆動させ、ステレオ音楽を聞く時の音質の拡散効果を強化する技術
- ▲ 4個のスピーカーを備えて携帯電話の使用方向に関係なく常に立体音響を楽しむ技術
- ▲ 最良の音質のオーディオ信号を選んで増幅させ、悪い音質のオーディオ信号は遅延出力させ、3次元サラウンド

効果を齎せる技術などがある。

また、立体映像と関連した主な技術としては、

- ▲ 携帯電話の狭い空間にコンパクトに設置できるデュアルカメラ (Dual Camera) 装置技術
- ▲ 二台のカメラを利用、両眼時差方式で3次元映像を写す技術
- ▲ 携帯電話に適するように機能が縮小され、低いシステム環境において早い速度で処理できる3Dエンジン内臓技術
- ▲ ホログラムを用いて画像情報を表す技術などが注目を集めている。

各種付加サービスをより生彩に楽しもうとする利用者の要求が高まっており、これからも手の中の携帯電話で現場に立ち会うような実感のわく製品開発及び関連特許出願は増え続ける見通しである。

三星電子、MS と相互特許使用契約を結ぶ

米国における特許順位2位である三星電子と世界ソフトウェア産業を導いているMSが、4月19日に互いに保有している特許の相互使用を要点とする広範囲の特許クロスライセンス契約を結んだと発表し、この契約の締結により新製品開発がより盛んになるであろうと両社は見込んでいる。今回の契約により三星電子は、パソコン、セットトップボックス、DVDプレーヤー、カムコーダー、TV、プリンター、家電製品などにおける現在と未来の製品群にMSの特許技術を用いることができる。更に、三星電子と三星電子製品販売者、顧客はMSの特許を三星製品に適用して使うことができる。

MSは、現在に至るまで様々な会社と特許クロスライセンス契約を結び、家電、通信、パソコンのハードウェアとリナックス、UNIXフラットホーム業者を含むソフトウェア業者との間の事業関連性を計らっており、今回の三星電子との契約締結によって現在と未来の製品群において広範囲に渡

って三星電子のデジタルメディアとパソコン関連特許のポートフォリオを用いることができるようになった。

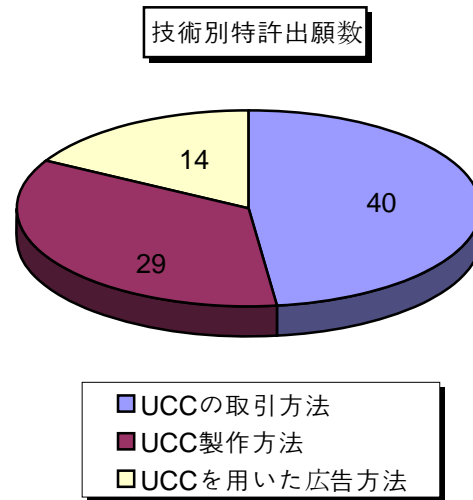
三星電子は、“具体的な財政的契約条件は秘密として守られる”とし“両社には各自が保有している特許ポートフォリオの価値に匹敵する金銭的な報奨が与えられる”と明かした。

また、三星電子は2006年に米国で2千451件の特許を登録し、特許登録順位で2位となり、MS に先立つ2004年12月にソニーと相互特許使用契約を結んだことがある。

UCC（動画投稿サイト）、次世代ビジネスモデルとして浮上

UCCが次世代ビジネスモデルとして浮き上がった。韓国特許庁は最近、社会全般においてその影響力が急速に広まりつつある UCC（動画投稿サイト、User Created Contents）を活かしたビジネスモデルに関する特許出願が増加していると明かした。UCC と関連したビジネス方法（BM, Business Method）の特許出願は、2000年から2005年までは36件に過ぎなかったのが、2006年の一年間で54件が出願され、UCC 利用が活発になるにつれ出願も爆発的な増加を見せている。特許出願分野を技術別にみると、UCC の取引方法と関連した出願が40件でもっとも多く、続いて UCC 製作技術と関連した出願29件、UCC を用いた広告方法14件などの順である。特に、UCC を用いた広告方法は2006年のみで14件が出願され、UCC とインターネット公告とが組み合わせられた次世代ビジネスモデルへと技術が変化、発展していることと分析された。出願人は、中小企業34件、個人発明家29件、大手企業13件、外国人5件の順であり、UCC 出願は中小企業及び個人により主導されていることが分かる。更に、これからは UCC と金融・ショッピング・教育などの電子取引方法が組み合わ

された新しい UCC 基板のビジネスモデルが続々特許出願される見通しである。



ニセモノ、ホログラムで阻止

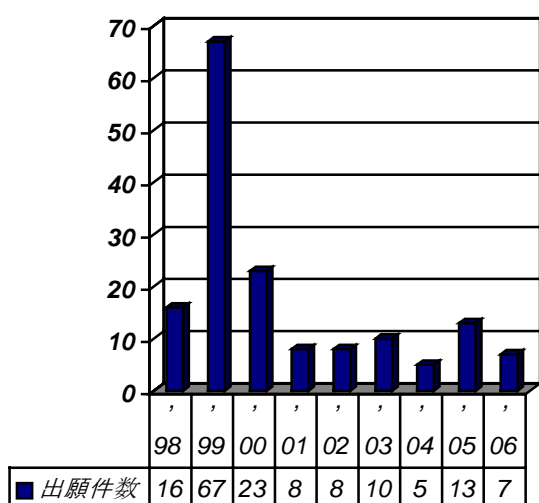
韓国特許庁は、産業技術開発などで多様な形のホログラム商標が登場するにつれ、ホログラムも商標権として保護できるように、商標法を改正すると発表した。これに応じて、韓国特許庁は現在、提出書類と手続きなどを整え、国民の意見を取り入れるための立法予告をし、2007年7月から施行する方針である。新しく発行された1万ウォン札と5千ウォン札には偽/変造を防止するためにホログラムが作られており、見る角度によって模様と色とが変わる薄い特殊フィルムで、韓国地図、額面数字と太極及び四卦の三つの模様が入れ替わりに表れる。以外にもクレジットカードにおけるレットデビルの応援服、SMエンタテインメント社の音盤、農協の高麗人参など、多様なホログラムがある。企業が、組織化・先端化されつつある偽/変造行為に立ち向かいニセモノ流通を阻止し、消費者の製品に対する信頼を高めるためには、商品にホログラムを積極的に取り入れ、活用することが望ましいだろう。

韓国特許庁の関係者は“商標制度と取引市場との繋がりが強化され、かつ企業の商標選択範囲が拡大することにより、ブランドを通じた企業の付加価値創出努力が目立つだろう”と述べた。

自動車の急発車事故、特許で防ぐ

1988年に日本三菱自動車によって自動車の急発車防止技術が初出願され、1998年以前までは些か出願は続いたが（16件）、自動車の急発車事故が連日マスコミを騒がした1999年には、自動車の急発車防止技術に関する特許が67件出願され、爆発的に増えた。特に1999年、2000年の2年間に渡って出願された件数は、総90件で1988年から2006年までの19年間の自動車急発車の防止装置関連出願157件の57.3%を占めており、当時、韓国社会において自動車の急発車関連問題が課題となっていたことがわかる。一方、2001年以後の出願は51件で、1999年、2000年に比べ減ったものの自動車の急発車関連出願は絶えずに出ている。

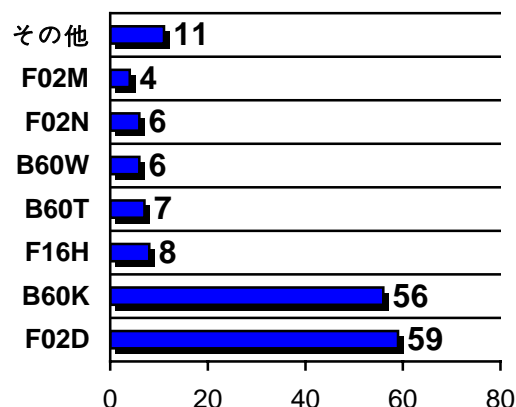
自動車の急発車関連技術の年度別出願件数



自動車の急発車防止装置関連技術を分析してみると、エンジン制御関連技術F02D分類59件

(37.6%)、変速機関連技術B60K分類56件(35.7%)、クランチ技術に関するF16H分類8件(5.1%)、制動装置に関するB60T分類7件(4.5%)エンジン始動関連装置に関するF02N分類6件(3.8%)、複合制御技術関連のB60W分類6件(3.8%)、燃料噴射技術に関するF02M分類4件(2.5%)、その他分類11件(7.0%)が出願された。自動車の急発車関連技術の出願がほとんどは、エンジン制御技術と変速機関連技術であり、全体出願の73.3%を占めている。

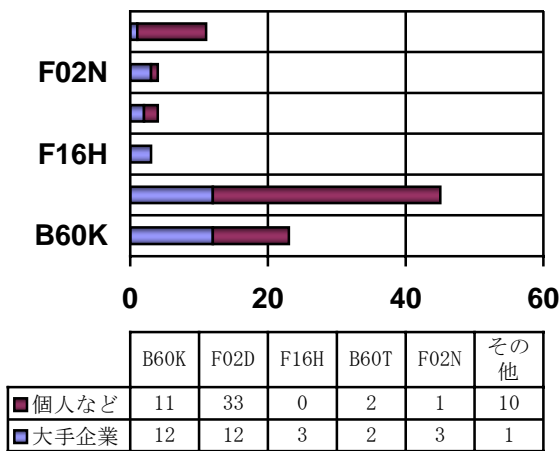
自動車の急発車関連技術の分野別出願件数



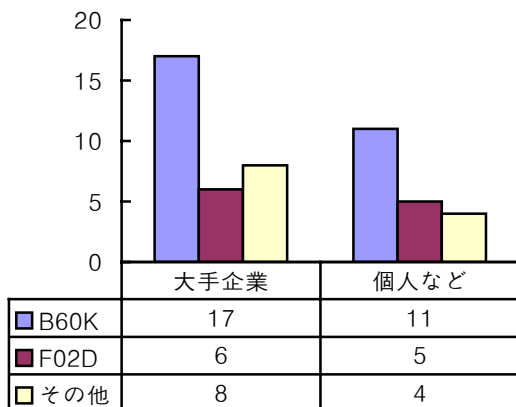
注目すべき事実は、1998年以前に出願された16件のうち、大半が(12件)が大手企業によるものであり、変速機関連技術であるB60K分類、クランチ関連技術であるF16H分類、エンジン制御技術に関するF02D分類など、全分野にかけて出願する傾向をみせ、この傾向は大手企業によって未だに続いている。しかしながら個人出願が急激に増加した1999年、2000年に出された90件の出願は、エンジン制御技術に関するF02D分類が45件で全体の50%に至り、エンジン制御技術による自動車の急発車防止に個人発明家や中小企業(以下、個人などとする)の関心が寄せられていることが分かる。特にエンジン制御技術に関するF02D分類45件のうち、個人などの出願が33件、大手企業の出願が12件でエ

エンジン制御技術の場合、個人などによって集中的に出願されたことがわかる。変速機関連技術分野であるB60Kの場合、大手企業による出願が12件、個人などの出願が11件を占め、この分野は大手企業及び個人などの関心が寄せられている。更に、この2年間に提出された90件の出願のうち、大手企業による出願は33件、個人などによる出願が57件を占めており、個人などの出願が大手企業を圧倒していたことがわかる。

1999,2000年技術分野別出願件数



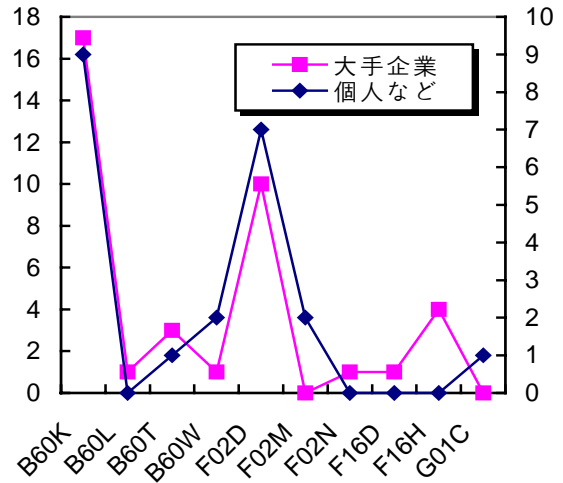
2001年以後技術分野別出願件数



一方、2001年以後に出願された51件は、変速機関連出願であるB60K分類出願が28件、エンジン制御技術関連であるF02D分類出願が11件、制動装置関連分類出願B60T2件、エンジン

始動関連装置に関するF02N分類2件、その他8件が出され相変わらず変速機関連技術とエンジン制御技術関連出願とが自動車の急発車防止技術の大半を占めていることがわかる。

技術分野別特許登録件数



2001年以後は、個人などによる出願が19件、大手企業による出願が32件であり、この分野における個人などの関心が減ったものの大手企業の出願は絶えず続いている。

急発車の原因は未だに究明されていないが、韓国より先立って急発車問題にぶつかった米国や日本の分析資料によると、車両の機械的欠陥ではなく、人的要因に起因しているものだとされている。更に、2004年に宣告された大法院の判例によると、この問題において自動車の機械的欠陥を全て否定し、急発進の原因は人的要因によるものであるとの結論に至っている。

しかし、最近、自動車の急発車による事故において製造物責任法を根拠とし、自動車の欠陥を交通事故の原因の一部として認め、製造社に製造物責任 (Product Liability, PL) を認めた判決が下された。これは韓国の急発車問題と関連し、自動車製造社に初めて製造物責任が問われた判決であり、今後の車両欠陥と関連した訴訟に相当な影響を与えるだろう。この流れのなか、自動車の急発車で死亡事故を起こしたと推定される運転者にも

無罪判決が下された。これは自動車の急発車事故が単に人的要因に起因したのではなく、自動車自体の機械的欠陥によるものであることを認めた判決であろう。

このような傾向からして、近いうちに自動車の急発車関連事故について製造物責任が認められる現実が韓国でも起こりうるので、自動車製造社は急発車事故に伴う損害賠償責任を避けるために、個人などは社会的に関心が寄せられている技術を開発し、商品化しようとする次元で、自動車の急発車防止関連技術は絶えずに出願される見込みである。特許出願された技術が単なる文献上の技術に留まるのではなく、実生活に適用できる役に立つ技術として活かせることにねうちがあるだろう。

大学講義室でも特許あらし

特許競争力強化が産業界の話題になり、大学もそれに足並みを揃え、企業の必要とする人材の育成に力を注いでいる。また、特許関連知識を求める学生の間でも就職や起業のために関連講義への関心が高まりつつある。

韓国特許庁によると、2007年度前期学部課程において特許関連講義を設けた大学は、ソウル大、高麗大、延世大を初め、全部24ヶ所であり、昨年度の前期講義（14ヶ所）に比べ71.4%も増えた。これは2005年度前期に特許関連講義を開いた大学の数（5ヶ所）の約5倍に当る。大学院課程で特許講義を開いている大学も2006年にはソウル大とKAISTの2ヶ所に過ぎなかったが、2007年には高麗大、延世大が更に加わった。このような現状は、企業が特許業務に必要な能力を備え、直ちに現場に投入できる人材を求めているからである。

2006年9月の韓国ギャラップ世論調査と韓国特許庁が、韓国国内企業および研究所116ヶ所を対象として特許関連意識調査を行った結果、応答の93%が「業務上、特許関連知識はかなり必要だ」と答え、また全体の70%が「新入社員採用

時に大学で特許関連科目を履修した学生を優待する意向がある」と答えた。

これに応じて、大学は特許関連教科目を増やすのみならず特許法などの理論中心教育から企業の好む実務中心教育へとその内容を変えつつある。ソウル大は大学院の特許授業で学生自ら自分の研究分野に関する特許情報を検索し、分析するプロジェクト型講義を導入した。しかしながら、大学の関係者は“理系及び工学系列の学部生の場合、弁理士試験の準備のために聴講する学生も少なくない”と指摘した。

一方、政府もこのような傾向に合わせて支援策の準備に踏み込んだ。韓国特許庁は2006年に大学院生のための特許教材「特許と情報分析」を発刊し、ソウル大、高麗大、延世大、KAISTなどに配り、今年も2つの新規教材を追加で発刊する計画を持っている。

韓米FTA協商分野別妥結案

—知的財産権分野

韓米自由貿易協定（FTA）の妥結で著作権の保護期間が現行の50年から著作権者死後または著作物の刊行以降の70年までと延長される。

但し、延長時点を協定文発効から2年間猶予し、慌しい施行による波長を最小限に抑えることとした。外交通商部が4月4日付けで発表した「韓米FTA部門別最終交渉結果」という報告書によると、オンライン製作権における製作権者の権限が強化される。

パソコン使用時、ラム（RAM）に一時的にセーブされる「一時的複製」については複製権を認めるが、「公正利用（Fair use）」については例外条項を設定できるようにする。

また、著作権者の承諾を得ず著作物に接近することをコントロールする「技術的保護装置」を迂回する行為を禁止するものの、追加例外規定について話し合える根拠を置くことにより、利用者の便

益を図った。

更にオンラインサービス提供者に対する免責規定を強化し、不法に解読された衛星またはケーブル信号を受信・使用することを禁止し、政府の正品著作物使用を義務化する。

商標部門においては、商標権の排他的効力が届く範囲を指定商品と「同一・類似」する商品で限定し、先出願主義に基づいて排他的権利を地理的表示団体標章権者及び商標権者に与えた。また、商標使用権の登録要件を廃止及び匂いや音も商標として認める、並びに証明標章制度を導入する。

特許部門においては、審査遅延など特許庁の帰責事由で特許出願後4年、審査請求後3年が過ぎて登録された場合、遅延された期間分の存続期間延長を認めることとした。また、発明者が発明を公開した後にも出願して特許登録が受けられる公知例外適用期間（Grace Period）を現行の6ヶ月から12ヶ月に延長することとする。

未実施要件の廃止を通じた特許無効化基準も強化する。これとともに商標、著作権侵害に対し、事前に法で損害賠償額の上限と下限を定める「法廷損害賠償制度」を導入することとする。

法院に知的財産権侵害物の輸出禁止権限を与えるなど、民事訴訟の手続きを強化し、司法当局に著作権商品に対して告訴無に起訴できる権限を与えることとする。

著作権商品に対しても著作物侵害物として疑わしい物は自動搬出差止及び権利者通報ができるように申告制度を導入することとする。

放送などで音盤が使用される場合、実演者、音盤製作者にも補償すべきであるという放送補償請求権を内国民優待原則の例外として設定する。

韓国は、相互主義を前提に放送補償請求権を認定しているが米国はこの権利を認めずにいる。

政府は、韓米FTA妥結によって知的財産権の先進化が進み、かつ関連産業の競争力も強化されると見込んでいる。

また、著作権保護期間を70年に延長しつつ前例のない2年間の猶予期間を確保するなどの緩衝装置を整え、更に一時的な複写権及び技術的保護装

置規定の導入などにおいても正当な著作物利用者が被害を受けないよう、「公正利用（Fair Use）」の導入許容などの例外規定を置くようにする。これから韓国FTA妥結に応じる関連法の改正が相次ぐ見通しである。

一 医薬品、医療機器分野

韓米自由貿易協定（FTA）の医薬品・医療機器部門において韓米の両国は、両国の保健医療制度の相違を認め、特許医薬品に対する適した価値を相互認めることとした。

更に韓国における保健医薬品の価額決定での透明性を高めるために、保健薬登載及び薬代の交渉結果について異議を申立てられる独立的な異議申立手続きを整うことに合意した。

両者は政府対政府次元の医薬品/医療機器委員会を設置し、合意事項移行と関連した諸般事項について話し合うこととした。

医薬品の実験基準及び複製医薬品の市販許可の相互認定のために技術作業組を設けるなど相互協力することとした。

また、多国籍製薬社の新薬の臨床実験資料を保護し、韓国医薬品許可当局の市販許可遅延により縮んだ特許期間の延長を認めることとした。

これによると新薬の原開発者が相当の費用と時間とをかけて作成した安全性、有効性に関する資料を後手が原開発者の承諾を得ず援用しても一定の期間の間において医薬品の開発、許可を得られない。

医薬品特許と許可とが制度的に連携し、韓国内製薬社の医薬品の市販許可時に外国の新薬特許を侵害したかどうかを検討することとした。

特に、韓国側は、最低価額を保証し、物価上昇に応じて薬代を引き上げ、複製医薬品も交渉によって価額を決定するようにし、更に医薬品の費用対比効果など、薬物経済性評価制度の施行の保留を求める米国側の要求を撤回させるなど、韓国側の立場を守り切った。

また、医薬品の健康保険登載評価と薬代決定過程

とを分離し、自然災害など、国家災難時に特許を抹消できる強制実施権行使要件の制限を求める米国側の要求も拒んだ。

政府は韓米FTA医薬品交渉の結果により医薬品の優秀製造及び品質管理基準（GMP）、市販許可を得た複製医薬品の相互認定が進み、輸出拡大などにより海外市場進出へ肯定的な効果を齎すと期待した。

特に、知的財産権の強化は、現時点では韓国の製薬業界において大きな負担となるが、韓国が世界4位の特許強国であることを勘案すると、特許保護などの適した補償体系を整え、研究開発力のある製薬会社を中心として韓国における製薬産業が改編され、長期的には国際競争力が強化されるなど、成長基板が構築される見通しである。

更に政府は、日本、中国、東南アジアなどの周辺市場への進出を通じて内需市場に偏った韓国製薬産業が利益を設けられる方向へと発展していくだろうと述べた。

韓米FTA交渉妥結及び各業界の反応

韓米FTA交渉が反転を繰り返した末に2007年4月2日の午後、韓国側の通商交渉本部長と米国貿易代表部（USTR）副代表が交渉場であるソウルハイアットホテルにて共同記者会見を開き、劇的なFTA交渉妥結を公式に宣言した。これは交渉開始から14ヶ月ぶりである。この妥結により韓米両国は新しい経済協力時代へと一歩踏み出し、韓国はFTAハブとしての立地を固め、更に韓米FTAは、ヨーロッパ連合（EU）と北米自由貿易協定（NAFTA）に続く世界3位に該当する経済共同体であるため、この協定が発効されると韓国は、今後のFTAと世界通商競争とにおいて旗色が良くなるだろう。今回の米国とのFTAはチリ、シンガポール、ヨーロッパ自由貿易連合（EFTA）に続く韓国が結んだ4番目のFTAである。

交渉過程を辿ってみる、両国交渉代表は4月1日

までに牛肉、豚肉、オレンジなどのセンシティブ品目と自動車、繊維の関税に対する交渉で接点を見出し、続いて4月2日未明に金融セーフガード（一時送金制限）の導入と投資者対国間の訴訟（ISD）問題における接点を見出した。

牛肉部門において、韓国側が15年以内に関税を撤廃することに合意し、更に2007年5月、国際獣疫事務局（OIE）が米国を狂牛病統制国であるとの判定を下すと、2007年の後半からLAガルビなど「骨付き牛肉」が輸入される見通しである。

米国へ輸出する乗用車の関税は3000cc未満の車と自動車部品とに対しては直ちに徹廃し、3000cc以上の車に対しては3年以内に徹廃することを合意した。

これに応じて韓国側も8%である自動車関税を直ちに徹廃し、排気量基準の自動車税を現行5段階から3段階へと簡略化することとなる。自動車における特消費税は協定発効後3年以内に5%で単一化する。コメは譲許対象から除外することとした。コメ以外のセンシティブ農産物に関する保護装置を整えた。

牛肉に賦課している40%の関税を15年間に渡って少しずつ取り下げ、一時的に輸入が増えた場合は、セーフガード（一時輸入禁止装置）を実施することとする。

オレンジは韓国産の流通期間である9月から翌年2月までは現行の50%の関税を維持し、その後、季節関税30%を7年間に渡って適用した後、徹廃し、低率関税割り当て（TRQ）物量を米国に年間2,500t与えることとした。

また、産業財産権部門においては受け入れ難かった案については守り抜き、韓国が知識財産権制度の先進化に役に立つか、韓国実情に合うもののみに限って妥結し、実利を取った。

その結果、米国側が要請した16個の案のうち10個のみを取り入れ、6個を拒絶した。取り入れられた案は、特許部門においては、

- ▲ 登録遅延に対する特許存続期間延長制度（出願後4年または審査請求後3年のう

ち遅い日付け)

▲ 公知例外適用期間延長（12ヶ月）

▲ 不実例による特許取消制度

などである。

商標部門においては、

▲ 音・匂い商標認定

▲ 証明標章制度導入

▲ 商標専用使用権の登録要件廃止

▲ 商標侵害に対する法定損害賠償制度

などである

一方、米国側が要求した特許部分の中で、

▲ 人間に対する診断、治療及び手術方法の特許認定

▲ 強制実施権行使要件制限

と、商標部門の中で、

▲ 商標の排他的効力が届く範囲（関連商品）

については韓国内の関連産業などへの影響などを勘案して受け入れなかった。

一 業界の反応

全国経済人連合会が12日に発表した韓国企業100社を対象に行った「韓米FTA交渉の満足度」に関する調査結果によると、応答企業（86ヶ所）の83.7%が「満足する」と答えた。

また、応答企業の97.6%はFTA締結が対米輸出において肯定的な影響を与えると答え、更に韓国国内経済システムを引き上げ、経済全般に肯定的な影響を与えると応答した企業もそれぞれ90.8%と88.4%であった。特にこれらに回答した企業の66.3%は韓米FTAが経営活動に肯定的な影響を与え、そのうちの77.9%はFTAを自らの事業に活用すると答えた。

これら企業が出しているFTA活用法案は、韓国内投資または米国現地投資の拡大が26.7%でもっとも多く、特惠原産地基準の戦略的活用が20.9%、米国政府調達市場など新規市場進出が16.3%で続いた。

一 韓国特許庁の反応

韓国特許庁は、2007年4月11日付け産業財

産権など、関連分野に関する韓米FTA交渉結果の説明を通じて、特許と商標などの所管分野である産業財産権において、韓国経済に与える影響を最少限に抑えつつ産業財産権制度の先進化への基盤を構築したと明らかにした。

韓国特許庁の関係者は“特許審査の実務体系改善を通じて迅速な特許審査終結処理を導き、登録遅延による特許存続期間の延長対象を最少限に抑えることに力を注ぐ一方、韓米FTA交渉妥結に応じる韓国国内補完策を直ちに整える方針である”と明かし、FTA交渉全般に対する肯定的見解を示した。

法律市場、3段階を経て5年内で完全開放

韓国の法律市場は、5年内に3段階を経て完全開放される。FTA協定発効とともに米国法律会社は、韓国に事務室を持ち、独自の米国法及び国際公法に対する諮問に応じることができる。但し、1段階の開放は両国の国会で批准した後に可能となり、具体的な開放時期については流動的である。

協定発効から2年以内に米国の法律会社は韓国法人と業務提携を結ぶ事ができ、3段階では、韓国の法律会社と同業及び合作の形を取ることができ、韓国法律市場において相当な地角変動が予想される。また、企業などの消費者の立場からしては、米国の弁護士より質の高い法律サービスを楽しみ、個人弁護士の場合からしては就職の機会が拡大されよう。

しかしながら外国企業と関りのある国際取引やM&A、コンサルティングなど、国際部分の比重の高い中・大手ロー・ファームは外国法律会社による市場の蚕食を避けられないだろう。

市場開放のノーハウと巨大資本を立て大型ロー・ファームが攻めてくると「現状維持」にも力が足りないだろう。

日本の場合、18年間に渡って段階的に開放した。

1987年外国弁護士による諮問業務を制限的に許容し、1994年には制限的な同業を認め、2005年4月に前面開放した。

そのお陰で日本のロー・ファームは徐々にその力を伸ばし、競争力を強化することができた。にも拘らず、上位6～20のロー・ファームのうち半分を超える8ヶ所が英米系に合併された。

英米圏以外でもっとも大きい法律市場を持ったドイツは1998年に前面開放が行った以後、10代ロー・ファームのうち2ヶ所を除外して、全て英米系のロー・ファームに吸収・合併された。

1990年代中盤から弁護士の数が倍以上増え、2002年の場合、ドイツ弁護士の16%がライセンスを返納し、一部は内職につくまでに至ったという報告書まで出た。

フランスは始め法律市場を完全開放したが、外国弁護士やロー・ファームの影響が大きくなり、市場解放を制限する方向へと政策を引っ繰り返した経験があり、最近では地元ロー・ファームが英米系ロー・ファームに押さえられ苦戦を強いられている。これらは法律市場開放が与える影響がどれぐらい大きいかをみせる端的な事例である。

企業、FTA効果先取りしろ

韓国の大手企業もFTA交渉妥結により、米国を含むグローバル市場攻略のために従来の戦略を全面的に再検討し始めた。

現代・KIA自動車は米国市場を狙ったトラック生産を検討している。現代自動車の関係者は、“米国におけるトラック市場は年間販売台数のみで約320万台に至る程度規模が大きいものの25%の高い関税率で進出を後押ししていたが、FTAの妥結で今後関税が徹廃される分、進出の適期であると判断した”と明かした。

世界的な自動車部品業者も、米国市場を狙い、韓国に研究開発（R&D）センターと生産施設の設立に前向きであり、韓米自由貿易協定（FTA）の交渉妥結をきっかけとし韓国への投資を拡大する企業が増えつつある。

フランスの世界的自動車部品業者であるフォルシア社（Faurecia）は、韓米FTAが妥結された2007年4月2日に京畿道（Kyonggido）と自動車インテリア製品R&Dセンターの設立のための投資協約（MOU）を結んだ。

なお、米国業者も製薬・医療機器業者を中心に、韓国への投資を進めており、また、米国内繊維家電製品バイヤーの間で韓国製品の購買動きも活発になっている。

ニューヨークにある繊維業者であるLusun Textileは、FTA妥結から3週間後に購買責任者を韓国に送り込み従来の供給業者以外に追加で供給できる業者を探す見込みである。

この会社のトラビス・バル購買責任者は、“14.9%のポリエステル織物に対する関税が無くなる分原価の引下げに相当な効果を齎すと期待している。ということで韓国からの輸入を25～50%増やす計画である”と明かした。

ゼネラル・モーターズ（GM）のゾニ・セルダーナ購買担当理事は“米国の自動車業者は韓米FTA妥結前にも原価を引き下げるために韓国などから部品の購買を増やしていた”とし“2.5%の関税が無くなると韓国部品の競争力はもっと高まるであろう”と述べた。

産業用のポップ生産企業である米国のハイドロ（Hydro）は韓国への投資拡大を検討しており、医療機器製造業者であるインターグレイティドDNAテクノロジー（Integrated DNA Technologies）は韓国に対する新規投資を進めている。



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

Website: www.kimsandlees.com
e-mail: ybkim@kimsandlees.com

韓国ソウル鐘路区寬勳洞151-8 同徳ビル8階
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351